

資料 1

地域振興会議資料

担当課 教育総務課 校区審議室

第13期鳥取市校区審議会

中間まとめ

平成29年10月31日

目 次

《一覧表》 議論が必要な学校区に関する検討課題整理

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 鳥取市の教育、児童・生徒数等の状況について	
(1) 鳥取市の教育について・・・・・・・・・・・・	P 2
(2) 鳥取市の児童数・生徒数の推移について・・・・	P 3
2 審議の根拠となる学校配置と校区設定の基準	P 4
(1) 学校規模に関する基準・・・・・・・・・・・・	P 6
(2) 通学区域に関する基準・・・・・・・・・・・・	P 6
(3) 適正配置に関する基準・・・・・・・・・・・・	P 6
3 これまでの審議概要	
(1) 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について・・・・	P 7
(2) 江山中学校区の学校のあり方について・・・・・・・・	P 7
(3) 千代川以西エリアの学校のあり方について・・・・・・・・	P 8
(4) 他のエリア等に関する現状と課題・・・・・・・・	P 9
① 全エリア	
② 気高中学校エリア	
③ 中心市街地エリア	
④ 河原中学校エリア	
⑤ 小規模小学校	

《一覧表》 議論が必要な学校区に関する検討課題整理

◇議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
① 全中学校エリア	めざす子ども像 「ふるさとを思い 志をもつ子」の実現	—	・魅力ある学校づくり、地域とともにある学校づくりを推進するにはどうすればいいか。	・検討組織の立ち上げ ・コミュニティ・スクールの推進 ・中学校区における小中連携・小中一貫教育の促進 等

◇早急な議論が必要な学校区

エリア	懸念される項目	基準	検討課題	選択肢の一例
② 江山中学校エリア (神戸小、美和小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・江山中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校（義務教育学校） ・中中連携（集合授業） ・教育情報環境の整備 ・学校の統廃合 等
③ 千代川以西エリア (城北小、大正小、世紀小)	通学上の安全面 適正配置に関する項目 大規模化に伴う教育効果	I-2 III-1 III-2 III-3	・現在の学校より近くに別の学校があること、通学路に危険（交通量の多い道路、橋）があるため、学校生活に支障をきたしている点をどのように解消するのか。 ・教室数の不足など施設面の課題をどのように解消するのか。	・小小連携の強化（集合授業） ・通学区域制の弾力的運用 《※1》 ・学校選択可能な調整区域の設定 《※2》 ・中学校選択制 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
④ 気高中学校エリア (宝木小、瑞穂小、逢坂小、浜村小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・気高中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校の設置 ・西部地域の小小連携（集合授業）の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
⑤ 中心市街地エリア (久松小、醇風小、遷喬小、日進小、富桑小、明徳小、美保小)	適正配置に関する項目 小規模化に伴う教育効果	I-1 III-1 III-4 III-5	・中心市街地の空洞化が指摘されている中、狭い範囲に学校があることと、小規模化に伴う教育効果の課題をどのように解決するのか。	・小小連携（集合授業）の強化 ・通学区域制の弾力的運用 《※1》 ・学校選択可能な調整区域の導入 《※2》 ・複数校区での管理運営部門の統合（キャンパス方式） ・学校の統廃合 ・検討組織の立ち上げ ・通学区域の再編成 等
⑥ 河原中学校エリア (西郷小、散岐小・河原第一小も含む)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・河原中学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・小規模校転入制度の導入 ・小中一貫校の設置 ・小小連携（集合授業）の促進 ・教育情報環境の整備 ・ふるさと教育カリキュラムの導入 ・学校の統廃合 等
⑦ 小規模小学校 (東郷小、明治小、佐治小)	小規模化に伴う教育効果	I-1	・各小学校区として小規模化に伴って懸念される教育効果の課題をどのように解決するのか。	・検討組織の立ち上げ ・魅力ある学校づくり（教育特例校制度等）への取り組み ・学校間交流学習等の強化 ・小規模校転入制度の効果的な運用と制度の充実 ・学校の統廃合 等

◇基準についての分類

I 学校・学級規模に 関する項目	5学級以下 (将来予測も含む)	I-1	小規模化により教育上の課題がある場合
	25学級以上 (将来予測も含む)	I-2	大規模化により教育上の課題がある場合 ※教室数の不足など施設面の課題も含む
II 通学に関する項目	II-1	通学距離・時間が長い	
	II-2	通学手段の検討を要する	
III 適正配置に関する項目	III-1	現在の学校より近くに別の学校があり、保護者などから要望や苦情がある	
	III-2	通学路に危険がある(交通量の多い道路、橋、踏切等)	
	III-3	校区と自治会が整合しない地域	
	III-4	中心市街地の狭い範囲に学校がある	
	III-5	その他地区から要望がある	

◎語句の説明

※1 通学区域の弾力的運用

指定校より近隣に学校がある、通学路に危険があるなどの個別の事情により、
指定校（通学区域制度により教育委員会が指定する学校）の変更の申出をする
ことができる制度です（学校を自由に選択できる制度ではありません）。

※2 学校選択可能な調整区域の設定

近隣に学校がある、通学路に危険がある、地域コミュニティとの関係性等の
状況を考慮して、指定されたエリアに居住する児童生徒に限り、指定校以外の
近隣学校（受入校）を選択できる制度です。

第13期鳥取市校区審議会 中間まとめ

平成29年10月31日
鳥取市校区審議会

はじめに

今期（第13期）校区審議会の審議の基本姿勢は、①校区の現状・課題やその対応策等の様々な情報を地域・保護者・学校に提供し、②地域において学校のあり方を考える検討組織づくりを推進し、③そこで導き出された方向性を尊重することにある。

校区審議会におけるこれまでの審議の経緯は以下の表のとおりである。

合併後の答申と校区再編の経過について（第9期～第13期）

校区審議会 (任期)	諮問内容	答申等	主な再編内容等
第9期 (平成19年～ 平成21年)	鳥取市立小・中 学校の学校配置 及び校区の設定 について	平成19年12月27日答申 ・宮ノ下・岩倉小校区について校区の一部を再編（宮ノ下小校区（国府中校区）の一部である鳥取市国府町新通り及び分上の通学区域を、平成21年4月1日から岩倉小校区（東中校区）へ編入） ・明徳小校区（中心市街地の空洞化によって校区内の人口や児童が減少し、子ども達の集団的活動の制限や地区の活力低下を生じており、これらの解消を図る必要があるが、中心市街地全体の学校配置及び校区の設定という視点から、総合的に検討することが望ましい。） ・千代川左岸の城北小校区（合理的で安全な通学を図る必要があるが、該当地域における一部自治会構成の変更が予測され、さらに詳細な調査検討が必要である。）	宮ノ下・岩倉小校区について校区の一部再編を平成21年4月1日より施行
第10期 (平成21年 ～平成23年)	鳥取市立小・中 学校の学校配置 及び校区の設定 について	平成23年8月22日答申 ・佐治中と用瀬中を統合し、新たな中学校を設置する。	平成25年4月千代南 中が開校
第11期 (平成23年～ 平成25年)	鳥取市立小・中 学校の学校配置 及び校区の設定 について	平成25年10月23日答申 ・気高中と青谷中の校舎を、現位置で改築することを求める。（これに関連して浜村小の校舎は耐震改修することを求める。）	気高中：平成28年度 改築完了 青谷中：平成30年度 改築完了予定 浜村小：平成27年度 耐震改修完了
第12期 (平成25年～ 平成28年)	鳥取市立小・中 学校の学校配置 及び校区の設定 について	平成26年10月30日答申 ・福部地域に、新たな幼小中一貫校を設置する。 平成27年9月25日答申 ・南中の学校のあり方について、分離新設校を設置するか増改築により対応する。 平成27年11月26日答申 ・鹿野地域に新たな小中一貫校を設置する。 ・千代川以西エリアの校区のあり方について（中間答申）	平成28年4月福部未 来学園が開校 南中は増改築により対 応することが決定 平成30年4月鹿野学 園が開校予定
第13期 (平成28年～ 平成30年)	鳥取市立小・中 学校の学校配置 及び校区の設定 について	平成29年2月3日 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地のうち、現行世紀小校区部分を大正小校区に移す。	世紀・大正小校区につ いて校区の一部再編を 平成29年4月1日よ り施行

1 鳥取市の教育、児童・生徒数等の状況について

(1) 鳥取市の教育について

鳥取市では平成28年度に策定した「鳥取市の教育等の振興に関する大綱」の中で、「“ふるさとを思い 志をもつ子”を育て、“夢と希望に満ちた次代”を“ひらく”！」を基本理念として掲げている。この基本理念に基づき、具体的な方針を示す「鳥取市教育振興基本計画」を併行して策定し、子どもたちが、自らの道を選び社会へはばたいていくため、ふるさとへの思いや志をもち、たくましく活躍できる人づくりを進めるための推進施策に取り組まれているところである。また、「第10次鳥取市総合計画」では、「次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’」を重点施策の一番目に掲げ、社会を生き抜く力を育む特色ある教育の推進や、学校・家庭・地域の連携による教育支援などに取り組むこととされている。

鳥取市の特色ある教育施策の中に、平成23年度から全中学校区で取り組まれている「小中一貫教育」がある。小中学校が共に「特色ある学校づくり」の視点に立ち、学校、家庭、地域がより一層協働して9年間を見通した教育を実践することで、学力の向上と学校不適応の解消が図られてきた。そして、中学校区のもつ教育資源を最大限に活用し、家庭や地域と連携・協働する取り組みを推進させながら、教育活動の質・量の拡充を継続的に図っているところである。さらに、平成27年度からは、小学校から中学校へ円滑に進学させるため、「小学校と中学校のはし渡し役」として小中学校兼務教員を配置し、より実効性を高めた「小中一貫教育」を展開している。平成30年度には、義務教育9年間の子どもの学びや育ちをつなぐために、一人の校長の下、一つの教職員組織で、連続した指導や支援にあたることのできる「義務教育学校」が県内で先がけて設置される。これにより、小中一貫校の湖南学園と福部未来学園の校種が義務教育学校に変更され、鹿野小と鹿野中の統合校である鹿野学園が新たに義務教育学校として設置されることになる。この他、平成26年度より、学校と保護者、地域が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール(※)」への移行が推進されており、現在29校で取り組まれている。さらに、地域との協議による豊かな学びの創出、自治力の育成など、数校のパイロット校を定めた取り組みが開始されている。

また、学校規模における教育効果の面での課題解決に向けては、「鳥取市教育振興基本計画」に基づき、学校と地域と家庭が一体になり、子どもたちの育みはもとより地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進することとされている。そのため、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するという基本姿勢を示している。平成26年度に示された「新市域振興ビジョン」の中でも、「将来の学校のあり方を地域で議論する組織づくり」の立ち上げが掲げられており、学校と地域と行政がこれまで以上に結びつき、子どもたちの育ちを通しての「まちづくり」という視点が明確にされている。

※ コミュニティ・スクールには、保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」が設けられ、そこで学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりする取り組みが行われます。このたび、学校運営協議会の設置の努力義務化やその役割の充実などを内容とする、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正が行われ、平成29年4月1日より施行されています。

(2) 鳥取市の児童数・生徒数の推移について

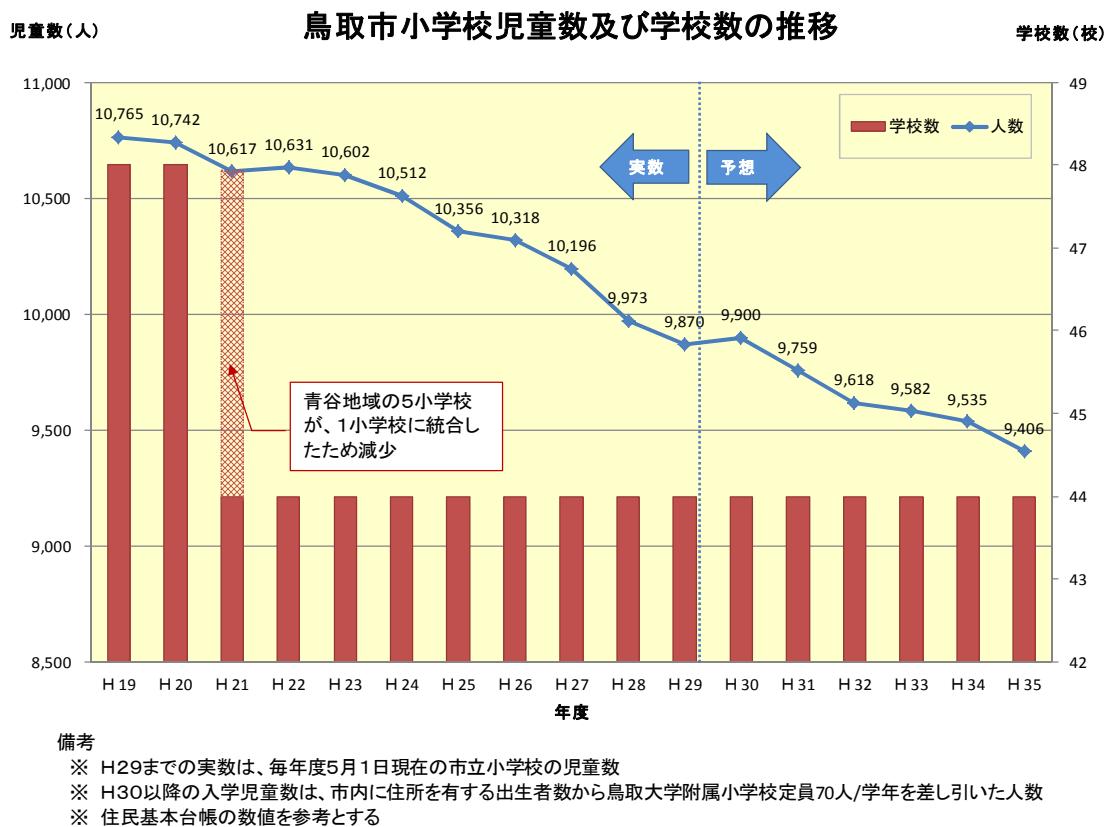
小中学校の児童数・生徒数は、昭和58年度に小学校児童数が、昭和62年度に中学校生徒数がピークに達し、その後は減少を続けている。小学校では、ピーク時の17,327人に対して、平成29年度が9,870人($\triangle 43.0\%$)、中学校では、ピーク時の8,604人に対して、平成29年度は4,846人($\triangle 43.6\%$)となっている。

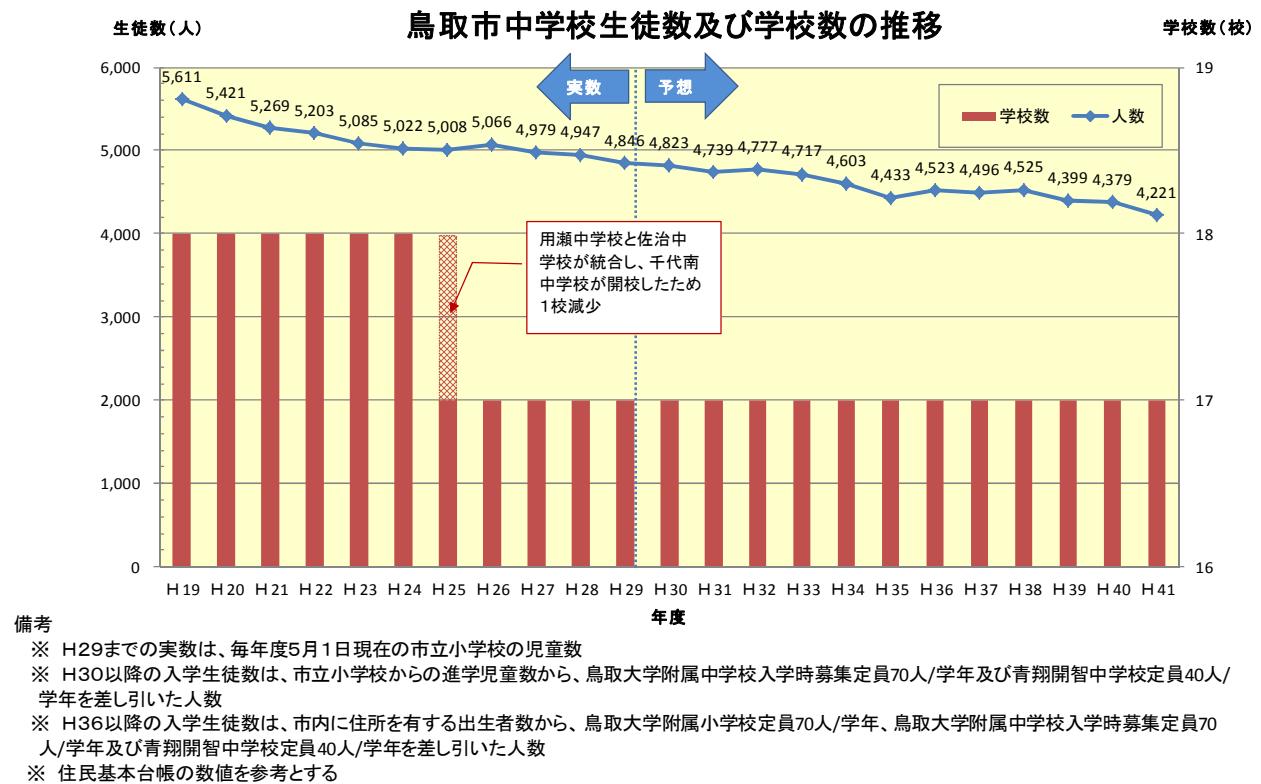
今後も児童数・生徒数は減少傾向が見込まれており、特に中山間地域の学校で減少傾向が強い。一方で市街地及びその郊外の一部の地域では、宅地開発等による増加が続いている(※1)。このような状況から、小規模校の存続の問題と併せて、一方では将来的に一部の学校で教室数が不足する事態も想定した対応を検討する必要が生じている。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計(※2)によると、我が国の人口は平成27(2015)年の国勢調査時点の1億2,709万人を出発点として、平成52(2040)年の1億1,092万人(人口増加率: $\triangle 12.7\%$)を経て、平成65(2053)年には1億人を割って9,942万人となり、平成77(2065)年には8,808万人(人口増加率: $\triangle 30.6\%$)になるものとされる。鳥取市に目を向ければ、平成22(2010)年に19万7千人だった人口が、平成52(2040)年には15万6千人(人口増加率: $\triangle 20.8\%$)となり、学校の小規模化は免れないと言えよう。

※1 「第2回校区審議会資料P5~6」を参照

※2 出典：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口(平成29年推計)」及び「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)





2 審議の根拠となる学校配置と校区設定の基準

平成27年1月27日、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下、『手引』という。）」を策定した。これは公立小中学校の統廃合に関する基準を59年ぶりに見直したものである。学校規模についてはクラス替えが可能となる12～18学級が適正規模（学級数が1～11クラスの学校は速やかに統合を検討すべき学校とする）、通学時間はこれまで30分以内であったものがスクールバスや交通機関を使うことを前提とし、1時間とすることが示されている。教育レベルを維持し、適正規模にするために学校統合を基本とした内容となっている。

一方、離島や山間部など通学距離が遠すぎる、統合後も過疎化の進行により適正規模の維持ができない、コミュニティの拠点として学校を中心とした地域振興に取り組むなど、諸事情のため学校統合が困難な小規模校については存続させるという方向性も示している。

鳥取市では、第9期から議論を重ね、第10期（平成22年8月）において、国の基準（1956年）を基にした独自の基準をすでに公表している。この基準の中で、学校の標準規模（※1）や通学区域に関する基準（※2）に、地域コミュニティとの関係性、歴史的背景といった地域特性を踏まえて総合的な判断を行うこととしている。

文部科学省と鳥取市の基準については、次頁の「校区編成（学校統廃合）に関する取り組みについての対比表」を参照されたい。

※1 学校教育法施行規則 第41条

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条

校区編成(学校統廃合)に関する取り組みについての対比表

所管		文部科学省				鳥取市教育委員会				
審議機関		中央教育審議会 初等中等教育分科会				第13期鳥取市校区審議会				
資料名		「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」				「第10期校区審議会中間報告」「第11期校区審議会中間とりまとめ」「第12期校区審議会中間まとめ」「第13期校区審議会中間まとめ」				
公表時期		平成27年1月27日				平成23年8月26日(第10期)、平成25年1月11日(第11期)、平成27年4月6日(第12期)、平成29年10月31日(第13期)				
検討が必要となる目安	学校規模	小規模	小学校	8学級以下※		5学級以下				
			中学校	5学級以下※		5学級以下				
		大規模	小学校	大規模: 25~30学級、過大規模: 31学級以上		大規模: 25学級以上				
			中学校	大規模: 25~30学級、過大規模: 31学級以上		大規模: 25学級以上				
	適正配置	通学距離	小学校	概ね4km以上		概ね4km以上				
			中学校	概ね6km以上		概ね6km以上				
		通学時間		概ね1時間以内(スクールバス利用も可)		概ね1時間以内(スクールバス利用も可)				
		通学路				通学路に危険がある				
		学校配置				狭い範囲に学校が集中している (全市的な視点で通学面で不均衡が生じている状況)				
	地域					校区と自治会が整合しない				
						地域から要望のある校区				
校区再編への取り組み	校区編成の方針決定までの考え方		国として市町村の主体的な検討、取り組みを支援するための参考資料として「手引」を作成。最終判断は学校設置者である市町村。市町村は保護者や地域住民と課題を精緻に分析し、その結果の共有を行ったうえで「最善の選択」につなげていただきたい。				<p>【鳥取市の考え方】(鳥取市教育振興基本計画(平成28~32年度)より抜粋) 学校と家庭と地域が一体になり、子どもたちの育みはもとより地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを推進します。そのため、本市としては、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重するという基本姿勢に立っています。 さらに、国及び本市の学校の適正規模・配置の基準や、本市の公共施設全体に関する将来的な公共施設のあり方を示す「鳥取市公共施設の経営基本方針」に基づき、地域と情報共有し、連携を深めながら学校のあり方を検討します。</p> <p>【鳥取市校区審議会の考え方】 本審議会の中間まとめを広く市民に周知し、校区についての現状・課題やその解決方法など学校のあり方を考える上で必要な検討材料を提供し、各地域において学校のあり方を考える機運を高めることが重要だと考える。そのため、地域において「学校のあり方を考える検討組織」づくりを推進し、地域の子どもたちの将来を見据え十分な議論がなされた結果については、基本的に尊重することとしている。校区審議会としては、地域の意見を把握しながら、適切な校区編成について全市的な視点で議論し、教育委員会に対し答申を出すこととしている。</p>			
	小規模校	存続することについての考え方	教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨からも小規模教育のメリットを最大化するとともに、デメリットを最小にする工夫を積極的に講じていく必要がある。				教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨からも小規模教育のメリットを最大化するとともに、デメリットを最小にする工夫を積極的に講じていく必要がある。			
		存続に向けての具体的な施策例	小規模校転入制度の導入 小中一貫校への移行 コミュニティ・スクールの導入 ICT情報環境網の整備(TV会議システムを利用した他校との授業) 特色のあるカリキュラム編成 授業への地域住民の参画(国語や総合学習でのディスカッション等)				小規模校転入制度の充実 小中一貫校(義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校)への移行 コミュニティ・スクールの導入 ICT情報環境網の整備(TV会議システムを利用した他校との授業) 特色のあるカリキュラム編成 小小連携、中中連携の強化と集合授業 地域に特化した授業(ふるさとカリキュラム)の実施			

※は速やかな検討が必要とされているものを記載した。

(1) 学校規模に関する基準

国では適正な学校規模を「12学級～18学級」と位置付けているが、鳥取市では、学校の現状や規模による教育効果等を踏まえ、学校の標準規模を小学校・中学校ともに「6学級～18学級」とする。

区分	大規模化	小規模化
期待される効果	<ul style="list-style-type: none">・運動会などの学校行事などに活気が生じやすい。・グループ学習や習熟度別学習など多様な学習・指導形態をとりやすい。・集団の中で多様な考えに触れることができる。・交友関係が広がり、切磋琢磨する機運が出てくる。・クラス替えがしやすいうことから、豊かな人間関係の形成が図られやすい。・教員数が多く、教科・経験などバランスのとれた教職員配置ができる。・様々な種類の部活動の設置が可能になり、選択の幅が広がる。・PTA活動等において、役割分担等により、保護者の負担を分散しやすい。	<ul style="list-style-type: none">・一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい。・部活動や学校行事等で一人ひとりの個別の活動機会が設定しやすい。・児童相互の人間関係が深まりやすく、安心感がある。・異学年間の交流が生まれやすいため、思いやりの気持ちが育ちやすい。・特別教室や体育施設の確保が容易となる。・教材・教具の一人あたりの割り当てが多く、十分に活用した指導がしやすい。・教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。・保護者や地域との連携が図りやすい。
懸念される課題	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。・学校行事等において、児童生徒個別の活動機会を設定しにくい。・児童生徒が多すぎるため、かえって交友関係が希薄になりやすい。・個々の習熟度や個性・特性に対応した指導がしにくい。・特別教室や体育館等の施設・設備の使用に制約が生じる場合がある。・活動に無関心な保護者ができやすい。	<ul style="list-style-type: none">・集団の中で多様な考えに触れる機会や学び合いの機会が少なくなりやすい。・人間関係が固定化されやすく、切磋琢磨する機運が生まれにくくなる。・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる。・グループ活動や習熟度別の学習など多様な学習形態をとりにくい。・教員一人に複数の校務分掌が集中しやすくなる。・PTA活動等において、保護者一人あたりの負担が大きくなりやすい。

(※中央教育審議会 初等中等教育分科会 小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会（平成20.12.2）第8回資料を参照)

(2) 通学区域に関する基準

[基準]

国の規定である「小学校：4km、中学校：6km」を基に、通学に要する時間を1時間以内として、交通手段や安全性も考慮しながら検討する。

(3) 適正配置に関する基準

[基準]

学校規模に関する基準、通学に関する基準などの指標を基に、地域の特性や歴史、地域コミュニティ、災害時避難所活用、学校の施設改修計画等も含め総合的に判断する。

3 これまでの審議概要

(1) 徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発予定地における通学区域について

平成28年10月、鳥取市教育委員会に徳尾・古海地内分譲宅地造成工事に伴う開発行為の事前協議があり、通学区域について確認したところ、中学校区については高草中学校、小学校区については大正小学校と世紀小学校と、2つの学校区に分かれることが判明した。このことから、通学路、地域との関わり等を鑑み、当地域の通学区域をどのようにすべきか鳥取市教育委員会から意見を求められた。

校区審議会は、当該開発予定地の視察を実施し、「子どもたちの育ち」、「通学面」、「地域とのつながり」の3つの視点に鑑み審議を経て、当該開発予定地のうち、現行世紀小学校区となっている部分を、大正小学校区に移すことが望ましいという意見で全会一致し、その旨を鳥取市教育委員会へ報告した。

その後、平成29年2月の定例教育委員会において、協議を経て、「鳥取市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」の一部改正が行われ、平成29年4月から施行されている。

(2) 江山中学校区の学校のあり方について

美和小は標準規模を維持する見込みであるが、神戸小及び江山中は小規模校という位置づけであり、中学校区全体で考えると児童生徒数も減少傾向にある。特に神戸小学校は複式学級となっており、子どもの教育環境を保障するうえでも対応が必要であるとされてきた。

平成27年5月に、神戸小校区では「かんどの教育を考える会」が設立され、地区住民への現状説明会や全住民アンケートの実施などを通じ、学校のあり方について検討を重ねてこられた。平成28年7月には、教育委員会に「近隣小中学校との小中一貫校又は近隣小学校との統合等を望む」旨の要望書を提出されたところである。

「かんどの教育を考える会」の要望書を受け、平成28年10月に、美和小及び江山中の学校関係者、保護者、美穂・大和地区の代表者等により、神戸小を含め江山中学校区の学校のあり方を検討する「江山校区の学校のあり方を考える会」が設立された。その後、先進地視察、美穂・大和地区住民へのアンケートの実施、アンケート結果報告説明会の実施などを通じ検討が行われ、平成29年9月には、「神戸小・美和小・江山中の3校による小中一貫校設立の検討を望む」旨の要望書が提出された。

校区審議会では、神戸小校区について早めに結論を出す必要があるとし、「かんどの教育を考える会」の役員との意見交換、神戸小学校での授業参観・教職員からのヒアリング、美和小・江山中の位置把握の実施などを通じ、的確な状況把握に努めながら審議を行っている。審議の中で、神戸小については一刻も早く小学校の小規模化を解消する必要があるとし、近隣の美和小と早期に統合することが望ましいという意見で一致しているところである。

また、江山中については、小規模化に伴って懸念される教育効果の課題解決に向けて、小中一貫校のみならず、一定の生徒数を確保するために近隣他地域を視野に入れた校区再編なども考慮すべきとしている。「江山校区の学校のあり方を考える会」で集約された内容を踏まえ、どのような子どもを育していくべきか、そのためにどのような教育を行っていくべきかという議論も併せて行い、答申することとしている。

江山中学校エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度		平成41年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	神戸小	34名	4学級	24名	4学級	17名	4学級		
小学校	美和小	148名	7学級	143名	6学級	129名	6学級		
中学校	江山中	88名	3学級	72名	3学級	63名	3学級	76名	3学級

(3) 千代川以西エリアの学校のあり方について

八千代橋西詰側に位置する当地域は、昭和50年代から始まった民間の宅地開発や土地区画整理事業で宅地化が進んだことで、校区のあり方として合理的でない状況になっている。すなわち、小学校校区の境界が町界や主要な道路によらず複雑な形状になっていること、及び城北小の校区としている地域については、小学校への通学距離が世紀小や大正小への距離より長く、八千代橋を渡って通学しなければならないことが主な問題である。また、城北小校区については中学校区が北中であり、校区の形状・学校の配置としては適切とは言えない。さらに、公民館の区域が小学校とは異なることもあり、地域活動の面などでも改善が必要である。このような状況を改善する対策を講ずる必要があるが、地域の中には現在の校区編成を支持する方もあり、解決を得られる施策が必要である。また、第12期の校区審議会の中間答申（平成27年11月）によると、児童生徒に八千代橋を渡って通学させることについて、通学における安全や負担を考慮すると課題があるとし、保護者や関係者から丁寧な聴き取りを行い、今後の最も望ましい校区のあり方についてじっくりかつ早急に意見交換し、慎重かつ迅速に合意形成をはかることが肝要である旨が指摘されている。さらに、仮に世紀小・大正小・高草中に通学させる場合においても、通学路の安全面に課題があるとしている。

第13期校区審議会は、第12期の中間答申をもとに、城北小学校での通学面や学校運営面等におけるヒアリング、八千代橋の視察、千代川以西エリアの通学路確認、学校（大正小、世紀小、高草中）の位置確認を行った上で審議しているが、千代川を渡り長い距離を通学させることは、児童生徒の安全や通学に要する負担を考えると相当のものであると認識している。したがって、当地域については、児童生徒の安全・安心を最優先事項とすることを確認した。

また、城北小の児童数増加に伴う教室不足も懸念されており、平成29年度時点の児童数推計によると、平成33年度には現校舎における児童受入の限界を超える23学級（全校児童数694人）に達する見込みで、その後も増加していくことが予測される。

さらに、広範囲で複雑な歴史的な背景もあり、校区のあり方について地域には様々な意見があることが想定されることから、校区審議会としては、地域の意見も把握しながら議論し、任期中（平成30年6月）に答申し、現城北小校区の望ましい校区のあり方について方向性を示すことを目標としている。

千代川以西エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	城北小	581名	20学級	594名	20学級	759名	26学級
小学校	大正小	127名	7学級	154名	6学級	187名	9学級
小学校	世紀小	480名	17学級	339名	12学級	453名	17学級

(4) 他のエリア等に関する現状と課題

① 全エリア

鳥取市では、学校と家庭と地域が一体になり、子どもたちの育ちはもちろんのこと、地域の将来を見据え、各地域の実情に応じた活力ある学校づくりを進めることとしている。平成28年4月に策定された「鳥取市教育振興基本計画」では、保護者や地域の多様な思いを地域全体の意向として集約していく、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを進め、そこで導き出された責任ある方向性を尊重することが明記されている。

現在、鳥取市では福部地域、明治地域、鹿野中校区、青谷中校区、逢坂小校区、神戸小校区、江山中校区で「学校のあり方を考える検討組織」が立ち上がっており、その他の校区でも立ち上げに向けての動きが見られている。また、市内29校が、学校と保護者、地域が力を合わせて学校の運営に取り組むための「学校運営協議会」を設置するコミュニティ・スクールとなっている。これにより、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」に転換することで、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりが進められている。

学校のあり方の議論のみならず、地域の学校活動への参画、地域のニーズに合った特色のある教育活動など、今後、魅力ある学校づくりを進めていくうえで、すべての学校で学校、保護者、地域との協働が必要となる。その為には、鳥取市教育委員会が、全ての学校で「学校のあり方を考える検討組織」が立ち上がるよう支援するなど、努力すべきと考える。

② 気高中学校エリア

気高地域の逢坂小、瑞穂小、宝木小は児童数が減少傾向であり、小規模化に伴う教育効果が懸念されるため、将来を見据えた対応策を早期のうちから検討する必要がある。

逢坂小校区では、平成26年11月に、逢坂むらづくり協議会、小・中学校保護者、校長等により、小学校の今後のあり方を考えるため、「逢坂の教育を考える会」が設立された。その後、保護者会組織との意見交換会や住民座談会の開催、住民アンケートの実施などを通じ検討が行われ、平成29年8月には、「気高町内の小学校と新設統合を望む」旨の要望書が提出された。

今後、気高町内の他地域においても、「学校のあり方を考える検討組織」づくりを行っていただき、地域の子どもたちのために将来を見据えた学校のあり方の議論が行われることを期待する。

校区審議会としては、逢坂小のみならず、児童数が減少している瑞穂小、宝木小、さらには浜村小や新たに改築された気高中を含め、教育環境や教育内容を考慮した校区のあり方について議論することとしている。

気高中学校エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度		平成41年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	宝木小	87名	6学級	70名	6学級	73名	6学級		
小学校	瑞穂小	40名	4学級	45名	5学級	50名	5学級		
小学校	浜村小	253名	12学級	211名	10学級	233名	11学級		
小学校	逢坂小	49名	5学級	30名	4学級	35名	4学級		
中学校	気高中	242名	9学級	204名	6学級	172名	6学級	185名	6学級

③ 中心市街地エリア

中心市街地の小学校は学校間の距離が短く、特に久松小、醇風小、遷喬小は近接している。遷喬小については、将来的に児童数が減少し、平成35年には76名となることが見込まれている。

このようなことから、校区審議会の中では、市全体の均衡の視点からも、児童数が減少していく中で中心市街地の校区を再編すべきとの意見もある。また、学校と地域のつながりなどの視点も含めて検討が必要との意見もある。したがって、これらの意見を含めた幅広い見地に立ち、周辺の小学校区や中学校区の再編にも関連することから、慎重かつ具体的な校区再編の方法について議論することとしている。

中心市街地エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	久松小	291名	11学級	266名	12学級	240名	10学級
小学校	醇風小	332名	12学級	270名	11学級	248名	12学級
小学校	遷喬小	136名	6学級	105名	6学級	76名	6学級
小学校	日進小	241名	11学級	285名	12学級	250名	11学級
小学校	富桑小	132名	7学級	163名	7学級	184名	8学級
小学校	明徳小	145名	6学級	155名	6学級	145名	6学級
小学校	美保小	598名	20学級	648名	22学級	703名	23学級

④ 河原中学校エリア

河原地域の西郷小、散岐小は児童数が減少傾向であり、小規模化に伴う教育効果が懸念されるため、将来を見据えた対応策を早期のうちから検討する必要がある。

校区審議会としては、児童数が減少している西郷小、散岐小のみならず、河原第一小や新たに改築された河原中を含め、教育環境や教育内容を考慮した校区のあり方について議論することとしている。

河原中学校エリアの児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度		平成41年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	河原第一小	204名	8学級	199名	7学級	174名	7学級		
小学校	西郷小	68名	6学級	33名	5学級	27名	4学級		
小学校	散岐小	78名	6学級	69名	6学級	59名	6学級		
中学校	河原中	188名	7学級	163名	6学級	141名	6学級	108名	5学級

⑤ 小規模小学校

いずれの小学校においても今後6学級以下となる見込みであり、将来的にはさらに減少することも推測され、小規模化に伴う教育効果が懸念されるため、将来を見据えた対応策を早期のうちから検討する必要がある。

明治小では「学校のあり方を考える検討組織」が立ち上がっているが、他の小学校区においても小学校単位で議論を積み重ね方向性を決定する必要がある。文部科学省が策定した『手引』によると、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨から学校統合を基本としながらも、一方で山間僻地、離島といった地理的要因、過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしているといった小規模校を存続することについても触れている。なお、鳥取市では、小規模校の特色を活かした教育が他の校区の児童生徒にも受けられるように、一定の条件のもと入学・転学を認める「小規模校転入制度」を平成17年から実施している。着実に受入者数を増やしている学校もあり、既に実施されている遠距離等通学費補助金制度の他、教育面や通学面での支援を通じ、さらなる取り組みの充実を図られたい。

校区審議会としては、教育環境や教育内容、地域の特性を考慮した校区のあり方について議論することとしている。

小規模小学校の児童生徒数の推移

区分	学校名	平成23年度		平成29年度		平成35年度	
		児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数
小学校	東郷小	32名	4学級	28名	4学級	20名	4学級
小学校	明治小	31名	4学級	30名	4学級	16名	2学級
小学校	佐治小	78名	6学級	48名	5学級	35名	4学級

株式会社城洋の鳥取市進出について

資料2

鳥取市

企業概要

- ①本社所在地 兵庫県姫路市白浜町宇佐崎南1-68-1
②代表者 代表取締役社長 角田城治 (つのだ じょうじ)
③設立 昭和40年8月
④資本金 3,600万円
⑤従業員数 65名
⑥売上高 12億5千万 (2016年3月)
⑦事業内容 各種機械部品の加工製造、
太陽光発電による売電事業
⑧主要取引先 神戸製鋼、神鋼環境ソリューション、
コベルコ科研、浅井産業など



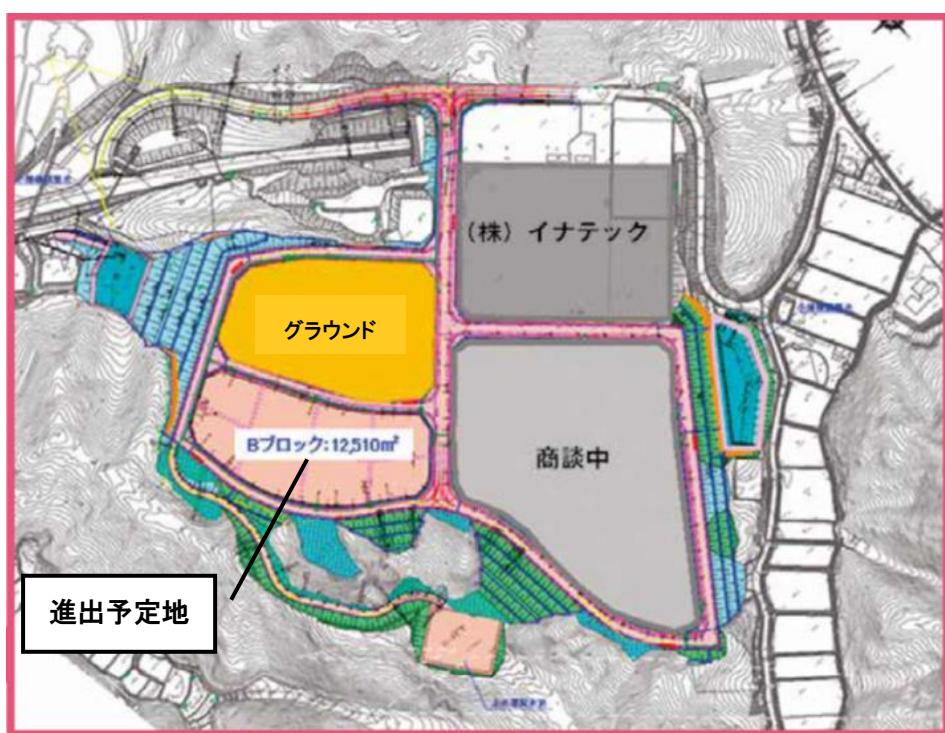
姫路本社

射出成形機用シリンダー部品



進出計画概要

- ①事業内容 主力事業である「射出成形機*のシリンダー部品」の量産及び新規事業である
「航空機のエンジン部品」の開発・製造
*プラスチックを溶融させ、それに圧力を加えて金型に押し込み、型に充てんして成形する機械
- ②進出予定地 河原インター山手工業団地 面積：約 12,510 m² (下図)
- ③操業開始 平成31年春頃
- ④投資額 約43億円 (平成32年度までの第1期、第2期工事計)
- ⑤雇用計画 約30名 (平成32年度までの見込み)
- ⑥工場建設スケジュール 平成30年3月設計完了 6月建設着手 冬頃完成予定



資料3

第5回河原地域振興会議資料	
平成30年1月24日(水)	
担当課	地域振興局地域振興課

新市域振興ビジョン改訂の考え方について

1. 概要

「新市域振興ビジョン」は、新市域の10年先を見据えた地域の特性を生かしたまちづくりの方向性を示すものとして平成26年8月に策定され、重点的に取り組む必要性のある項目については「推進計画」を作成し、計画的に事業を推進しているところです。

推進期間の短期(26~29年度)が経過するにあたり、平成28年4月に策定された「第10次鳥取市総合計画」との整合性を図ることにより、当ビジョンの改訂を行うこととします。

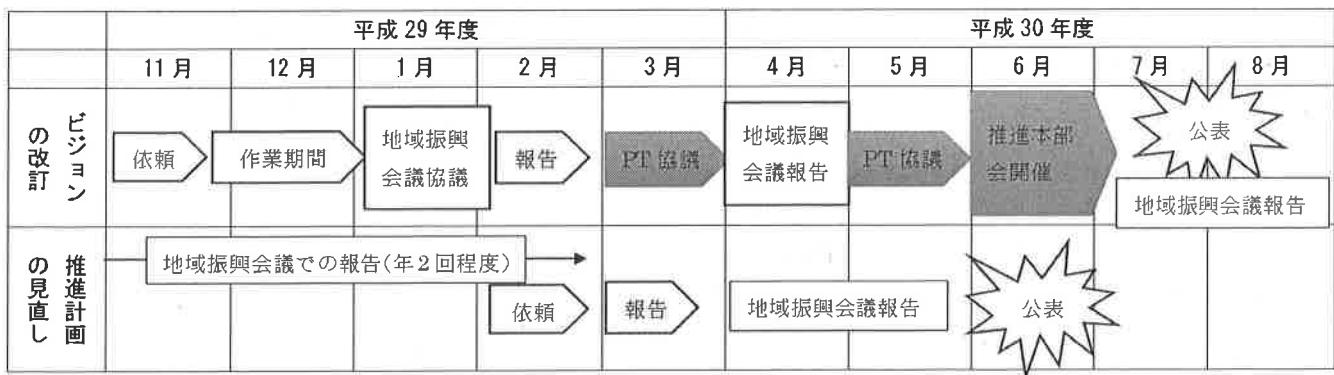
2. 見直し作業の内容

(1) ①ビジョン第2編「5. 地域別の現状と課題、目指す将来像」(P15~31)、②参考資料「1. 地域の歴史、特性、資源」(P81~88)、③その他必要な箇所においての修正。

(2) 推進計画の見直しについては、平成30年2月頃を予定しています。

(中・長期事業を見据えての変更を予定)

3. 今後のスケジュール



◆河原町

① 協働による防犯対策の推進

子どもたちの安全な暮らしを脅かす事象の発生をきっかけに、平成19年度より、官民協働で「自分たちのまちは自分たちで守る」をスローガンに掲げ、「青色防犯パトロール」を開始した。**町民市民**の防犯意識の向上と犯罪・不審者の発生を抑止し、児童・生徒はもとより、地域住民が安心して暮らせるよう、これらの取組を継続することが必要です。

② 農業の振興と有害鳥獣対策の推進

農業の後継者不足に伴う耕作放棄地の増大などに対応するため、専業農家はもとより農産物加工グループ、兼業農家、高齢者農家などの支援を行い、農地の荒廃防止と年金+αによる、生きがいづくり農業が必要です。

また、有害鳥獣による農林業被害が増え、従事者の農林業を継続する意欲が低下しています。そのため、狩猟者育成、鳥獣害防止柵・捕獲奨励金制度等を活用するとともに、獣肉を高級食材のジビエ^{*}として有効活用を図る、「いなばのジビエ連絡協議会」と連携して、そのブランド化や販路開拓を進めることが重要です。

③ 企業誘致の推進と移住定住の促進（若者の流入・定住促進）

本市では、大規模事業所の事業再編等により、多くの離職者が発生しています。民間・公共の遊休施設を活用した企業誘致と河原インター山手工業団地・**鳥取南インター布袋工業団地**の着実な事業推進を図り、若者の就業機会の増加など、地域内雇用の創出を図ります。

また、民間による住宅団地・分譲地の整備を促し、居住環境を充実するとともに、グリーンツーリズム^{*}などの体験交流の拡充を図り、**いなば西郷むらづくり協議会**が構想している「いなば西郷工芸の郷」を支援するなど、移住定住を推進することが必要です。

④ 子育て・教育環境の充実

子育て環境づくりとして、地域の中で支え見守っていける環境づくりと支援体制の充実を図るため、河原町中央公民館**コミュニティーセンター**、河原第一小学校、西郷小学校の耐震改修などの整備を計画的に行い、施設を長期に安心して利用できるようにすることが必要です。

また、地域住民と小・中学校PTA及び本町の児童・生徒が共同して開催する「河原町未来を語る会」の継続実施を支援し、本町の未来についてそれぞれの立場で意見を出し合い、児童・生徒の健全育成を図ることが必要です。

⑤ 観光振興に伴う交流人口の増

本町の街並みを展望できるお城山展望台「河原城」、古くは、湯治場として有名な「湯谷温泉」、自然豊かで四季を通じて彩どりが楽しめる「三滝渓」、ジオパーク^{*}エリアで、パラグライダー等の名所「靈石山」、大国主命が会いに来た八上姫を祀る「売沼(めぬま)神社」など、本町の豊かな観光資源を生かし、観光産業の活性化につなげることが求められています。このため、年間約150万人が利用する「道の駅清流茶屋かわはら」を情報発信の拠点として、観光振興と交流人口の増加に向けて戦略的に取り組むことが必要です。

●めざす将来像

誇りと夢・ぬくもりのある町をめざして 【河原町】

本町は、古代因幡における国づくり発祥の地ともいわれる「八上郡」の中心地であり、このような歴史を背景に本市南部の中にあっても、気象、地形等の恵まれた自然条件と河川・道路の主要な結接点をなす立地条件を基に、地域産業や農業で主要な役割を果してきました。

鳥取自動車道全線開通、また、河原インター山手工業団地・**鳥取南インター布袋工業団地**の整備着手など「本市南部の表玄関」としての新たな役割が求められています。

そこで、今後10年間(平成26年度～平成35年度)の本町の新たな発展について、3つの理念を掲げ推進します。

一. 人や地域に「誇り」のもてるまちづくり

豊かな自然と歴史、文化を大切にするとともに継承・活用し、郷土を誇れるまちづくりを進めます。

一. 未来に広がる「夢」のあるまちづくり

子どもたちが学校、家庭、地域の中でのびのび育ち、老若男女が元気に過ごせ、夢の実現や可能性に挑戦できる環境整備をし、「住んでよかった」、「生きがいがある」夢のあるまちづくりを推進します。

一. みんなが支え合う「ぬくもり」のあるまちづくり

誰もが生涯健康に過ごせるよう、病気予防指導や、医療、福祉の充実を図ります。また、安全で安心な暮らしができるよう、住民、関係団体、行政が連携を図ることにより、みんなが支え合い、一人ひとりが大切にされるぬくもりのあるまちづくりを進めます。

河原町

◆ 河原町

●歴史

本町は、古事記に日本最古の恋物語「八上姫神話」が記されていることからも分かるとおり、古代より因幡国八上郡の中心として栄えた地域で、美しい山野に囲まれた、豊かな緑と清らかな千代川の流れに沿って平野が広がり、産業・経済・文化等幅広く発展してきました。

昭和30年3月、河原町・国英村・八上村・散岐村・西郷村の5つの町村が合併し新たな「河原町」が誕生し、その49年後の平成16年11月に1市8町村の広域合併で鳥取市河原町となりました。

町名は、千代川と八東川の合流点の広い河原の上にできた町であり、中洲であり、磧（かわら）であったことからつけられたと記されています。

●特性

①鳥取県東部圏域の中央に位置し、河川・道路の主要な結束点でもあり、特に河原インター付近「道の駅清流茶屋かわはら」と鳥取南インターは「本市南部の表玄関」として、今後、河原インター山手工業団地、新可燃物処理場、鳥取南インター布袋工業団地などの整備により、本市が発展する上の要所となっています。

②農林水産業は、稲作、果樹栽培を中心ですが、その他に畜産・原木椎茸栽培（乾燥椎茸含む）も盛んです。千代川では、鮎の稚魚の放流を行い、釣り人などの誘客につながっています。

③文化の町「かわはら」は、文化人として、物理学者・教育者「村岡範為馳」、医師で漂泊の詩人「伊良子清白」、郷土の歌人「田中寒樓」など多くを輩出している他、焼き物の里として「牛ノ戸焼」、「因州・中井窯」、「やなせ窯」の窯元があります。

本町の風土に刻まれた歴史の刻印も多くあり、弓河内と長瀬の大シダレザクラ、落河内の大きリシマ・カツラの木などの銘木も県指定文化財となっています。前田・郷原遺跡、稻常古墳群等、また木下家住宅、売沼神社、観音寺、大義寺等と戦国時代の雄将の「源範頼」、「武田高信」の墓等もあります。

④河原の旧道は、上方往来として鳥取から河原・智頭を通り、志戸坂峠を越えて山陽道・大阪・京都へ至る鳥取藩の参勤交代にも利用された重要な街道で、当時の河原村は旅人の休憩所である茶屋があったことから「上の茶屋」と呼ばれていました。

●資源

区分	主なもの
特産品	梨、柿、しいたけ、鮎料理、焼き物（牛ノ戸焼、因州・中井窯、やなせ窯） いなば和牛
観光	道の駅清流茶屋かわはら、鮎釣り大会、お城山展望台「河原城」、三滝溪、湯谷温泉、靈石山
イベント	あゆ祭、河原城イベント（春の大茶会・中秋の月見会・元旦初日の出）、靈石山ライトフェスティバル、河原歴史民俗資料館文化伝承行事（七草がゆと鳥追い、釜やきほか）、西郷まるごと博物館～ぎゃらりーあっちこっち 西郷工芸祭り

資料4

体育施設の指定管理について

1 公の施設名

鳥取市河原町総合体育館
鳥取市河原町勤労者体育館
鳥取市佐治町多目的運動広場
鳥取市佐治町B & G海洋センター

2 指定管理期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）

3 指定管理者候補者として選定された団体

河原・佐治地域連携協議会
代表者 鳥取市河原町谷一木1011番地
風土資産研究会
会長 小林 勝憲
構成員 鳥取市佐治町加瀬木2519番地3
株式会社さじ式拾壱
代表取締役 前田 正人

4 選定された団体が提案した事業内容

- ・広域にわたる施設であるが、各地域の団体によるグループ応募の特性を活かし、地域住民・関係団体との連携・協働による管理運営を推進する。
- ・ミーティングやオリジナルガイドマニュアルの作成等を通じて職員の資質向上を図る。
- ・提案事業では、外部指導者を招いての教室開催や、新しいスポーツの紹介や体験ができるイベントを開催する。

5 選定の理由

申請書類提出、提案説明を受け、質疑を行い、審査選考した結果、施設の管理運営について実績があり、応募申請書での前向きな提案が評価された「河原・佐治地域連携協議会」を指定管理者候補者として選定するものです。

6 選考を行った委員会

鳥取市教育委員会指定管理者選考委員会

7 配点

評価項目	配点
1 施設目的の理解度、管理運営に対する意欲	10点
2 提供サービス水準	10点×2
3 施設の維持・管理水準	10点
4 コストの縮減効果	10点
5 施設運営の安定性	10点
6 地域及び市民に対する貢献	10点×2
7 事業の遂行能力	10点
8 事業収支計画の安定性	10点
配点合計	100点

8 評価点

選考委員会委員が申請団体からの申請書類、提案説明、質疑応答をもとに審査し、評価しました。

団体名	評価項目	選考委員会委員					得点合計
		ア	イ	ウ	エ	オ	
河原・佐治地域連携協議会	施設目的の理解度、管理運営に対する意欲	9	6	6	7	7	336
	提供サービスの水準	16	12	12	14	14	
	施設の維持・管理水準	8	6	6	7	6	
	コストの縮減効果	8	6	5	6	6	
	施設運営の安定性	8	7	5	8	6	
	地域及び市民に対する貢献	16	14	12	16	16	
	事業の遂行能力	8	6	6	6	6	
	事業収支計画の安定性	6	6	5	6	6	
計		79	63	57	70	67	

9 問い合わせ先

鳥取市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課

電話番号 (0857) 20-3362